



事業主は、労働者が労働災害にあつて休業・死亡した場合、
所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。

**労働災害に健康保険は使えない、使わない。
労働災害の受診は労災保険で!!**

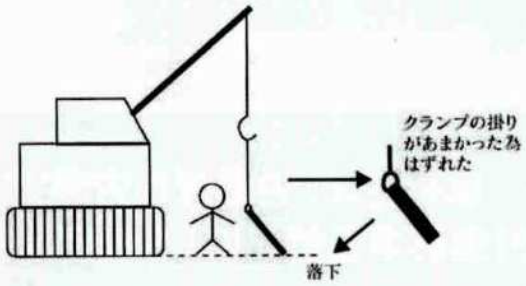
労災保険の請求手続きについては、まず労働基準監督署へご相談ください。

岩手労働局

労災事故があった場合、所轄の労働基準監督署に 「労働者死傷病報告」の提出が必要です！

様式第23号(第97条関係)(表面)

労働者死傷病報告

労働保険番号(建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。)										事業の種類													
81001 031018765432100000										建設工事業													
事業場の名称(建設業にあつては工事名を併記のこと。)																							
カナ カブシキガイシャイワテロウドウケンセツコウギョウ																							
漢字 株式会社岩手労働建設工業																							
工事名																							
労働ビル新築工事																							
職員記入欄																							
事業場の所在地																							
岩手県盛岡市内丸7-25 電話 ▲▲▲(000)×××× 労働・基準共同企業体																							
郵便番号 労働者数 発生日時(時間は24時間表記とすること。)																							
020-0023 33人 7:平成 7220401 1345																							
被災労働者の氏名(姓と名の間は1文字空けること。)																							
カナ ロウドウ タロウ																							
漢字 労働 太郎																							
職務 杭打工																							
経験期間 02 月																							
休業見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○)																							
休業見込 2 週 死亡 右中足骨骨折 右足 岩手県盛岡市大通〇〇																							
災害発生状況及び原因																							
ビル新築工事現場で造成杭打設完了後、杭穴の養生を行う為に敷鉄板(6m×1.4m、重さ約1.6t)を移動式クレーンで吊り敷き込む作業を行っていた。																							
鉄板を50cm程度巻き上げた時に、鉄板に掛けたクランプが外れてしまい、鉄板が落下し右足つま先をはさまれ被災した。																							
略図(発生時の状況を図示すること。)																							
																							
報告書作成者 職氏名 労務安全課長 安全 次郎																							
<table border="1"> <tr> <td>起原物</td> <td>店社コード</td> <td>業種分類</td> </tr> <tr> <td>事故の型</td> <td>発注者種別</td> <td>事業場区分</td> </tr> <tr> <td>職員記入欄</td> <td>労働者種別</td> <td>労働者区分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>労働者種別</td> <td>労働者区分</td> </tr> </table>												起原物	店社コード	業種分類	事故の型	発注者種別	事業場区分	職員記入欄	労働者種別	労働者区分		労働者種別	労働者区分
起原物	店社コード	業種分類																					
事故の型	発注者種別	事業場区分																					
職員記入欄	労働者種別	労働者区分																					
	労働者種別	労働者区分																					

平成●●年 ●月 ●日

事業者職氏名 (株) 岩手労働建設工業

代表取締役 盛岡 三郎

労働基準監督署長殿

受付印